

令和3年度介護保険住宅改修 受領委任払取扱事業者研修会資料

周南市高齢者支援課

日時：令和3年10月29日（金）14時～15時半
場所：周南市シビック交流センター 交流室1

研修会開始前に下記の資料がそろっているか確認をお願いいたします

- 研修会資料（こちらの資料です）
- （別紙1）手続きの流れ
- （別紙2）住宅改修受領委任払Q & A
- （別紙3）介護保険最新情報 Vol. 664（平成30年7月13日発）

介護保険住宅改修費受領委任払について

1. 主旨

介護保険法第45条、第57条及び周南市介護保険住宅改修受領委任払に関する要綱等に基づき、被保険者の一時的な経済負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払いの実施及び施工事業者の登録をするもの

2. 住宅改修とは

被保険者が、自宅で自立した生活を送ることができるように次の改修を行うこと

- 1) 手すりの取り付け
- 2) 段差の解消
- 3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更
- 4) 引き戸等への扉の取替え
- 5) 洋式便器等への便器の取替え
- 6) その他、上記に付帯する必要な工事

「住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」であること

3. 「受領委任払い」とは

住宅改修にかかった費用について、被保険者は自己負担分(1, 2又は3割)で支払い、残りの保険給付分(9, 8又は7割)については、被保険者からの委任に基づき周南市から施工業者に直接支払う制度

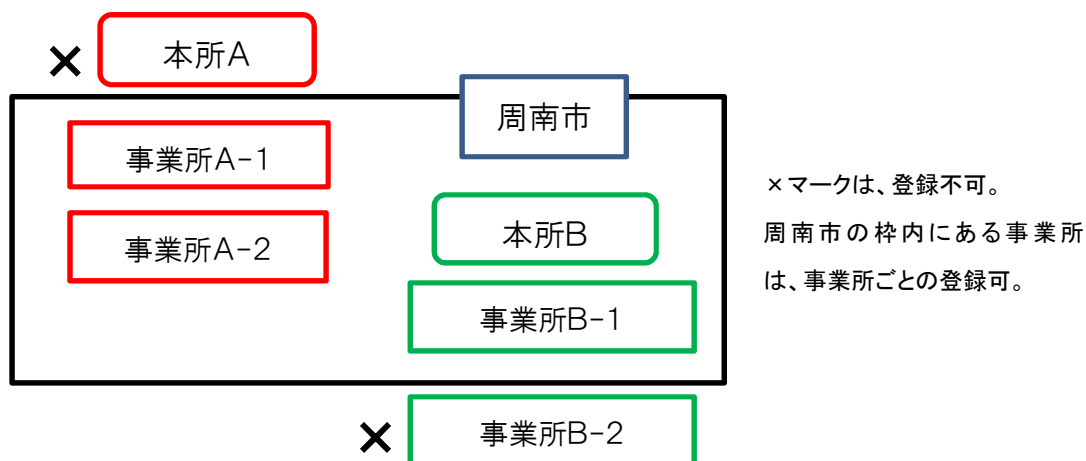
周南市では、被保険者が受領委任払登録を受けた施工事業者を利用して施工された場合のみ受領委任払いでの住宅改修が可能

※「償還払い」では、被保険者は一旦住宅改修費の全額(10割)を施工事業所に支払い、その後被保険者は申請により市から保険給付分(9, 8又は7割)の支払いを受ける制度

4. 受領委任払の事業者登録申請について

登録要件

- ①周南市内に事業所があること
 - 市内にある事業所ごとの登録
 - 周南市(課税課)に法人等の開設届書が出ていること
 - 個人事業者の場合は市内に住所を有すること



- ②市で開催する住宅改修に関する研修を受講していること
 - 新規登録 …… 研修会に必ず出席
 - 更新登録 …… 研修資料を熟読することにより研修受講とみなす
- ③市税の滞納がないこと
- ④介護保険の住宅改修の施工実績があること(令和2年4月1日以降)
- ⑤暴力団等排除要綱に該当しないものであること

提出書類

- ①住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書
 - 留意点1 「事業者名称」は、法人等の届出書の名称を記載のこと
- ②確約書(提出は両面コピーしたもの)
- ③市税の滞納のないことのわかるもの
 - 年度:登録年度の前2年度の証明が必要(今回は平成31,令和2年度)
 - 様式:「滞納の無いことの証明書」 ※今現在滞納の無いことを証明するものであれば1通で可
 - 「納税証明書」 ※年度ごとの発行のため、2通発行が必要
 - 上記のどちらの証明書でも可
 - 発行:周南市課税課 市民税担当(Tel0834-22-8271) 200円/通

④令和2年度以降の介護保険住宅改修費対象工事実績書(1件分)

留意点1 被保険者氏名及び住所、施工事業者名、工事金額、領収日が分かるもの

2 令和2年4月以降に施工したもの

3 提出様式は任意

★提出について

期限 令和3年11月末

方法 ①周南市役所 高齢者支援課窓口持参(本庁1階 ②⑩窓口)

★窓口での提出は**11月30日(火)17:15**まで

②郵送(11月30日消印まで有効)

今後の日程等について

10月29日(金) 研修会開催

11月 1日(月) 申請書提出の受付開始

11月30日(金) 窓口での申請書提出最終日(郵送の場合、11月30日の消印有効)

12月末まで 審査、登録通知の発送

第5期(令和4年～令和5年)の受領委任払登録の有効期間

令和4年1月1日(土)～令和5年12月31日(日)

※受領委任払の対象となる基準日は、住宅改修着工日

5. 住宅改修申請手続きの流れについて

別紙1 「住宅改修申請手続きの流れについて」参照

6. 住宅改修 受領委任払 Q&Aについて

別紙2 「住宅改修 受領委任払 Q&A」参照

7. 見積書の様式等について

別紙3 「介護保険最新情報 Vol.664(平成30年7月13日発)」参照

8. その他

負担割合の確認方法について

①事前申請時点で負担割合証の確認を行うこと

※認定申請中の場合は被保険者が負担割合証を持っていない場合があるので注意

②領収日時点での負担割合を適用するため、支払時にも負担割合証の確認を行うこと

※事前申請時点での負担割合と変更になっている可能性があるため

住宅改修費の支給限度額について

支給限度基準額は一人につき20万円(消費税込) ※支給申請できる基準額

住宅改修費としての支給額は20万円の保険者負担分の9,8又は7割となる

- 利用者負担割合が1割なら 保険給付額18万円(利用者負担は2万円)
- 2割なら 保険給付額16万円(利用者負担は4万円)
- 3割なら 保険給付額14万円(利用者負担は6万円)

ただし、支給限度額を越えた部分は全額自己負担となる

(例1)初めての住宅改修利用で全施工費用が25万円、利用者負担割合が2割の場合

支給限度額を越えた部分	5万円
<u>20万円 - (20万円の保険者負担分8割の16万円)</u>	4万円
最終自己負担額	9万円

(例2)前回住宅改修で6万円分申請し利用した。

全施工費用が25万円、利用者負担割合が1割の場合

住宅改修費の残額(20万円 - 6万円) = 14万円

支給限度額を越えた部分(25万円 - 14万円)	11万円
<u>14万円 - (14万円の保険者負担分9割の12万6千円)</u>	1万4千円
最終自己負担額	12万4千円